

内閣参質二〇五第一二号

令和三年十月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員打越さく良君提出技能実習に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員打越さく良君提出技能実習に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第二条の規定において、「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえ、現在、同法の施行状況について把握に努めているところであるため、お尋ねの「技能実習法及び技能実習制度の検討のための準備（専門家委員会の立ち上げなど）の計画」について現時点でお答えすることは困難であり、また、お尋ねの「技能実習制度の廃止」については、現時点では検討を行っていない。

三について

お尋ねの「実習生が妊娠をしたら帰国させられることを恐れて妊娠を告白できず、孤立出産せざるを得ない状況に対して、法務省・出入国在留管理庁は調査を行っているか」の意味するところが明らかではないが、出入国在留管理庁、厚生労働省及び外国人技能実習機構（以下「機構」という。）においては、技

能実習生が妊娠した場合における法的保護、支援制度、相談先等を記載したリーフレットを複数の言語により作成するとともに、機構のホームページにおいて当該リーフレットを掲載するなどにより、周知を図っているほか、機構において、母国語による相談対応を実施している。